

兵庫県薬物乱用対策推進会議要綱

(趣 旨)

第1条 薬物乱用対策について、関係機関相互の緊密な連絡を図るとともに、総合的かつ効率的な対策を強力に推進するため、兵庫県薬物乱用対策推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、麻薬・覚醒剤事犯等の取締り、並びにその中毒者の発生防止及び治療更生に関する対策のほか、薬物乱用対策上重要と認められる事項について協議する。

(組 織)

第3条 推進会議は、議長、副議長3人及び構成員33人以内で組織する。

2 議長は、知事をもって充てる。

3 副議長は、事務を分担する副知事及び神戸市副市長並びに警察本部長をもって充てる。

4 構成員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(構成員の資格のそう失)

第4条 構成員は、その役職を退いたときに構成員の資格を失う。

(幹 事)

第5条 推進会議に、幹事を置く。

2 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 幹事の資格そう失については、第4条の規定を準用する。

4 幹事は、議長の命を受け所掌事務について構成員を助ける。

(議長及び副議長の職務及びその代理)

第6条 議長は、会務を総理し推進会議を代表する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理する。

(会 議)

第7条 会議は、議長が招集する。

(部 会)

第8条 推進会議に取締部会及び補導啓発部会を置き、それぞれの部会に構成員及び幹事を置く。

- 2 取締部会は、麻薬・覚醒剤事犯等の取締りについて、補導啓発部会は、その中毒者の治療及び更生補導並びに啓発宣伝について協議する。
- 3 部会に属する構成員及び幹事は、別表3に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 部会に部会長を置く。
- 5 部会長は、部会に属する部員の中から議長が指名する。
- 6 部会長の職務及び部会の会議については、第6条第1項及び前条の規定を準用する。
- 7 その他部会運営について必要な事項は、部会においてこれを定める。

(報償費及び旅費)

第9条 会議における構成員の報償及び旅費の額は、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例第2条に定める別表第1及び第8条に定める別表第2における麻薬中毒審査会及び薬事審議会の委員に準じる。

(庶 務)

第10条 推進会議の会計及び庶務は、保健医療部薬務課において処理する。

(補 則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は議長が定める。

附 則

1. この要綱は、昭和48年7月17日から適用する。
2. 兵庫県麻薬対策推進協議会要綱（昭和36年10月10日）は廃止する。
3. 兵庫県麻薬対策本部要綱（昭和38年12月20日）は廃止する。

附 則

1. この要綱は、昭和53年4月1日から適用する。

附 則

1. この要綱は、昭和57年4月1日から適用する。

附 則

1. この要綱は、平成8年4月1日から適用する。

附 則

1. この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

1. この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

1. この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

1. この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

1. この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

1. この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

1. この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

1. この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

1. この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

1. この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

1. この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

1. この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

1. この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

1. この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

1. この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

1. この要綱は、平成27年6月11日から適用する。

附 則

1. この要綱は、平成27年7月1日から適用する。

附 則

1. この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

1. この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

1. この要綱は、平成30年6月1日から平成33年5月31日まで適用する。

附 則

1. この要綱は、平成31年4月1日から令和3年5月31日まで適用する。

附 則

1. この要綱は、令和3年6月1日から令和6年5月31日まで適用する。

附 則

1. この要綱は、令和4年10月20日から適用する。

附 則

1. この要綱は、令和5年7月10日から適用する。

附 則

1. この要綱は、令和6年6月1日から令和9年5月31日まで適用する。

附 則

1. この要綱は、令和7年7月9日から適用する。

別表 1（第 3 条関係）

神戸拘置所長
神戸刑務所長
神戸地方検察庁刑事部長
神戸税関調査部長
神戸海上保安部長
神戸保護観察所長
大阪出入国在留管理局神戸支局長
兵庫労働局労働基準部長
近畿厚生局麻薬取締部長
神戸運輸監理部兵庫陸運部長
神戸少年鑑別所長
兵庫県警察本部刑事部組織犯罪対策局長
兵庫県警察本部生活安全部長
兵庫県保健医療部長
兵庫県福祉部長
兵庫県県民生活部長
兵庫県教育長
神戸市健康局長
神戸市教育長
姫路市健康福祉局長
尼崎市保健局長
明石市福祉局保健部長
西宮市健康福祉局長
兵庫県防犯協会連合会長
医療関係者代表（県医師会長）
薬業関係者代表（県薬剤師会長）
兵庫県私学総連合会長
兵庫県立ひょうごこころの医療センター院長
兵庫県精神科病院協会長
神戸新聞社論説委員長
麻薬対策地区協議会代表
神戸市社会福祉協議会理事長
兵庫県薬物乱用防止指導員協議会長

別表 2 (第 5 条関係)

神戸地方検察庁検事
神戸税関調査部特別審理官
神戸海上保安部警備救難課長
神戸保護観察所統括保護観察官
兵庫労働局労働基準部健康課長
近畿厚生局麻薬取締部神戸分室長
神戸運輸監理部兵庫陸運部首席陸運技術専門官
神戸少年鑑別所地域非行防止調整官
兵庫県警察本部刑事部組織犯罪対策局薬物銃器対策課長
兵庫県警察本部生活安全部少年課長
兵庫県県民生活部男女青少年課長
兵庫県県民生活部くらし安全課長
兵庫県総務部教育課長
兵庫県福祉部児童課長
兵庫県福祉部障害福祉課長
兵庫県保健医療部総務課長
兵庫県保健医療部薬務課長
兵庫県教育委員会事務局義務教育課長
兵庫県教育委員会事務局高校教育課長
兵庫県教育委員会事務局社会教育課長
兵庫県教育委員会事務局体育保健課長
兵庫県精神保健福祉センター所長
神戸市健康局保健所部長
神戸市教育委員会事務局児童生徒課長
姫路市健康福祉局保健所副所長兼総務課長
尼崎市健康局保健企画課長
明石市福祉局あかし保健所保健総務課長
西宮市健康福祉局保健所保健総務課長

別表 3（第 8 条関係）

1 取締部会

(1) 構成員

神戸地方検察庁刑事部長
神戸税関調査部長
神戸海上保安部長
近畿厚生局麻薬取締部長
兵庫県警察本部刑事部組織犯罪対策局長
兵庫県保健医療部長

(2) 幹事

神戸地方検察庁検事
神戸税関調査部特別審理官
神戸海上保安部警備救難課長
近畿厚生局麻薬取締部神戸分室長
兵庫県警察本部刑事部組織犯罪対策局薬物銃器対策課長
兵庫県保健医療部薬務課長

2 補導啓発部会

(1) 構成員

神戸拘置所長
神戸刑務所長
神戸保護観察所長
大阪出入国在留管理局神戸支局長
兵庫労働局労働基準部長
神戸運輸監理部兵庫陸運部長
神戸少年鑑別所長
兵庫県警察本部生活安全部長
兵庫県保健医療部長
兵庫県福祉部長
兵庫県県民生活部長
兵庫県教育長
神戸市健康局長
神戸市教育長
姫路市健康福祉局長
尼崎市保健局長

明石市福祉局保健部長
西宮市健康福祉局長
兵庫県防犯協会連合会長
医療関係者代表（県医師会長）
薬業関係者代表（県薬剤師会長）
兵庫県私学総連合会長
兵庫県立ひょうごこころの医療センター院長
兵庫県精神科病院協会会長
神戸新聞社論説委員長
麻薬対策地区協議会代表
神戸市社会福祉協議会理事長
兵庫県薬物乱用防止指導員協議会長

(2) 幹事

神戸保護観察所統括保護観察官
兵庫労働局労働基準部健康課長
神戸運輸監理部兵庫陸運部首席陸運技術専門官
兵庫県警察本部生活安全部少年課長
兵庫県県民生活部男女青少年課長
兵庫県県民生活部くらし安全課長
兵庫県総務部教育課長
兵庫県福祉部児童課長
兵庫県福祉部障害福祉課長
兵庫県保健医療部総務課長
兵庫県保健医療部薬務課長
兵庫県教育委員会事務局義務教育課長
兵庫県教育委員会事務局高校教育課長
兵庫県教育委員会事務局社会教育課長
兵庫県教育委員会事務局体育保健課長
兵庫県精神保健福祉センター所長
神戸市健康局保健所部長
神戸市教育委員会事務局児童生徒課長
姫路市健康福祉局保健所副所長兼総務課長
尼崎市保健局保健企画課長
明石市福祉局あかし保健所保健総務課長
西宮市健康福祉局保健所保健総務課長